

令和4年 月 日

入間市長 杉島理一郎 様

入間市健康福祉センター運営協議会  
会 長 諸 井 和 江

入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて（答申）

令和4年3月16日付け入地保発第1285号で諮問を受けた「入間市健康福祉センタートレーニング室見直し」について、5回の協議会を開催し、慎重に協議を重ねた結果を下記のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

#### 記

##### 1 答申にあたって

入間市健康福祉センタートレーニング室（以下「トレーニング室」という。）は、市民ひとり一人が自ら主体的に健康づくりに取り組むための拠点施設として運営されています。また、トレーニング室は、高齢者、障害者が安心して利用することができ、特に、疾患者が医師の指示に基づき健康づくりに取り組める施設としては貴重であり、公的な施設としての重要な役割を果たしております。

しかしながら、トレーニング室は、開設以来、市民の健康増進に寄与するため、利用料を安価に据え置くことで多くの利用者を定着させてきましたが、反面、多額の運営費について、利用者以外の市民へ負担を負わせている点を、考慮しなければなりません。

そこで、当協議会といたしましては、現時点の運営内容を十分精査し、市の財政状況、当該施設に期待される役割、受益者負担、近隣市の状況等を念頭に協議を重ねた結果、それぞれについて次のとおり答申いたします。

## 2 答申内容

入間市健康福祉センタートレーニング室の運営については令和5年度より次のとおり見直されたい。

### (1) 開設時間について

現行月曜日から土曜日を9時から22時までとしているところを、9時から21時までとする。

現行日曜日を9時から17時までとしているところを、日曜日及び祝日を9時から17時までとする。

#### 理 由

年間を通して夜間の利用者は少ない状況であるため、利用時間を短縮することによるサービスの低下は限定的なものであり、見直すことにより効率的な運営に資すると考える。

### (2) 利用時間について

利用1回あたりを2時間までとする。

#### 理 由

健康づくりを視点においたトレーニングを推進するにあたり、過度なトレーニングを抑止し、適度な運動量を保つことが必要不可欠であり、利用時間の制限を設けるべきと考える。また、長時間滞在者が減少することによって、トレーニング機器の回転効率が上がり、新規利用者の増加が期待できると考える。

### (3) 利用料金について

別表1のとおりとする。

#### 理 由

トレーニング室の利用料金は、設備や運営体制に対して安価に設定されており、多くの市民が気軽に利用できるものとなっている。しかしながら、今後の事業継続と受益者負担の原則を考慮すると、利用料金は1回400円とし、定期券の販売は、頻回に利用する利用者の固定化につながることから廃止することが適当と

考える。シャワー利用については人により利用の有無があり、公平性の観点から、利用1回あたり100円の料金を設定することが適当と考える。また、利用時間に制限を設けることから、2時間を経過するごとに同額の利用料を超過料金として設定することが適当と考える。障害者の利用料金については、利用者間の公平性と受益者負担を考慮し、100円とすることが適当と考える。なお、65歳以上の利用者区分についても廃止することが適当と考えるが、現在の利用料との価格差を考慮し、緩和措置として1年間は65歳以上の年齢区分を継続し利用料金を300円とすることが適当と考える。

#### (4) 利用者数制限について

滞在者数を80人とする。

##### 理 由

これまでは、特に利用者数に制限を設けていなかったが、新型コロナウイルス感染対策による新しい生活様式を考慮すると、最大利用者数を80人と設定することが利用者の安全確保と混雑緩和の為に適当と考える。

#### (5) その他

ア フレイル（虚弱）予防に視点をおいたトレーニング室の利用促進を図る必要がある。

イ 診療情報提供書が必要な疾患者に対するパーソナルトレーニング（個別指導）を充実させる必要がある。

##### 理 由

トレーニング室の運営には、公的な施設としての役割を果たすことも期待されており、健康寿命の延伸のため、利用者の多くを占める高齢者向けのメニューとして、フレイル（虚弱）予防に視点をおいたトレーニング室の利用促進を要望する。また、同様の理由から疾患者に対するパーソナルトレーニング（個別指導）についても、より一層充実させ推進を図るべきと考える。

### 3 おわりに

適度な運動習慣を持つことは、生活習慣病の予防や介護予防、ひいては健康寿命の延伸に寄与し、トレーニング室は、多くの市民に個々の健康づくりの場を提供する役割が期待されています。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において、市民を取り巻く社会・経済は大きく変化しました。このような状況の中、トレーニング室の見直しに対して、不安を感じる利用者も多いと考えます。市は見直しの理由に関して丁寧な説明を心がけると共に、今後も、指導内容の充実化やトレーニング機器の更新等、利用者のニーズに十分配慮したサービスの提供をお願いします。

別表 1

区 分	65歳未満		65歳以上	
	現 行	改正（案）	現 行	改正（案）
1 回 券	300円	400円	200円	300円
回 数 券	3,000円	4,000円	2,000円	3,000円
1ヶ月定期券	3,000円	廃止	2,000円	廃止
3ヶ月定期券	6,000円	廃止	4,000円	廃止
シャワー利用料/1回	設定なし	100円	設定なし	100円
超過料金/2時間	設定なし	400円	設定なし	300円
障 害 者	免除	100円	免除	100円

※65歳以上の1回券及び回数券の金額は1年間の緩和措置とし、以降年齢区分を廃止する。

### 4 付帯事項

#### (1) スタジオの貸出時間について

現行夜間の貸出時間を午後5時30分から午後10時までとしているところを、午後5時30分から午後9時までとする。

現行全日の貸出時間を午前9時から午後10時までとしているところを、午前9時から午後9時までとする。

## 理 由

トレーニング室の利用時間の見直しに伴い、利用者の入退室にトレーニング室の出入口を利用しているスタジオの貸出時間を施設の管理運営面を考慮し、終了時間をトレーニング室と合わせ、スタジオの使用料については、類似施設と比べ、現行の料金設定は安価であるため、貸出時間の短縮による改正は行わないことが適切である。